



うちなー健康経営宣言

株式会社第一設備

第 2309 号

令和 8 年 5 月 26 日 登録

令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

当社は、水道工事（市町村給排水指定工事店）という生活に欠かせないインフラを支える仕事を担っています。

現場では体力・集中力・判断力が求められ、従業員一人ひとりの健康が、安全で確実な施工、そしてお客様からの信頼につながると考えています。そのため当社では、従業員の健康管理を重要な経営課題と位置づけ、年1回の健康診断の受診を必須とし、日々の体調管理・安全意識の向上に取り組んでいます。

また、当社は「うちなー健康宣言」に賛同し、無理のない働き方の推進、適切な休息の確保、現場での安全対策の徹底を通じて、従業員が安心して長く働ける環境づくりを進めてまいります。健康であることは、良い仕事を続けるための基盤です。

当社はこれからも、従業員とその家族の健康を大切にし、地域社会に貢献できる企業を目指してまいります。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)
3. 健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 従業員の家族の健診受診を奨励する
6. 従業員に対して健康意識を向上させる取組を行う
7. 食生活の改善に取り組む
8. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む
9. 適正飲酒対策に取り組む
10. 感染症予防に取り組む
11. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する
12. 治療と仕事の両立支援に取り組む
13. その他
 - ・社用車、その他特殊車両の運転業務に従事する従業員は、健康診断を受診していない場合は、乗務させない。